

はじめに

1. 本措置報告書について

本報告書（仮称）三重県伊賀市柏尾太陽光発電事業に係る措置報告書（以下「措置報告書」という。）の作成に当たっては、三重県環境影響評価条例、三重県環境評価技術指針の規定に基づき、必要事項を記述しました。

また、（仮称）三重県伊賀市柏尾太陽光発電事業に係る簡易的環境影響評価書（以下「簡易評価書」という。）について、公告、縦覧手続きを経て、次項に示す住民意見、知事意見を踏まえ、記載事項を修正しました。

なお、簡易評価書の公告、縦覧手続き以降、措置報告書の作成までの間に事業計画の検討を行った結果、当初の事業計画（以下「変更前計画」という。）から変更が生じたため、簡易評価書において予測・評価を行った環境評価項目のうち、変更された計画（以下「変更後計画」という。）に基づいて予測及び評価結果について見直す必要があると判断した項目について再予測及び再評価を実施し、簡易評価書（修正版）に記載しています。